

地方に影響を与える施策に関する協議・交渉方法⁽¹⁾

	ドイツ	フランス	スウェーデン	イギリス	日本
公 式	<p>○ 財政計画委員会： 連邦・州・市町村の代表が参画（常設、年に2回程度開催）。2010年に廃止⁽¹⁹⁾。</p> <p>○ 安定評議会（Stabilitätsrat）： 連邦制度改革により2010年に設置。連邦・州の代表が参画（市町村代表の参画はなし）。主要な任務を財政計画委員会より継承。連邦と州の財政赤字を監視。連邦基本法第109条のa項に規定⁽²⁰⁾。</p> <p>○ 連邦大統領：極めて例外的ながら、地方団体代表組織が協議を行った例がある（2006年の消費者への情報提供法案への署名拒否時）⁽²¹⁾。</p>	<p>○ 地方財政委員会： 委員の大半は地方代表（常設）。定数中、地方代表74.4%、うち基礎自治体の首長またはその連合の議長51.2%（2012年3月現在）⁽²²⁾。</p> <p>○ その下部機関である負担評価諮問委員会（国からの権限移譲に伴う財源補償を担当）においても、地方代表が半数。</p>	<p>○ 地方団体代表組織は、国会への法案提出前に、政府の調査委員会と意見聴取を通じて、法案策定過程への参画が可能である。</p>	<p>○ 中央政府・地方政府パートナーシップ（Central-Local Partnership:CLP）： 1997年11月にイングランドとウェールズの地方自治体が加盟する地方政府協会（Local Government Association:LGA）と政府の合意により設置されたもの。国と地方の共通の関心事すべて（国の安全保障に関係するものを除く）が、協議対象であった⁽²³⁾。</p> <p>※(2010年5月の)政権交替によりこの枠組みはなくなった⁽¹⁶⁾。</p> <p>○ 2007年12月に政府と地方政府協会との間で締結された「国・地方協定（Central-Local Concordat）」では、（政府とLGAが）定期的に協議を開催し、同協定の機能の監視や必要な場合の見直しについて協議することとされている⁽²³⁾。</p>	<p>○ 新規義務付け施策に関する各大臣から地方六団体への情報提供制度（地方自治法263条の3第5項）。</p> <p>○ 地方六団体から内閣への意見申出制度、内閣の回答ルール（地方自治法263条の3第2～4項）。</p> <p>○ 「国と地方の協議の場」の法制化（2011年6月～）⁽²⁴⁾。</p> <p>（例）協議事項：子どもに対する手当について、地方財政対策について等。</p> <p>○ 「国と地方の協議の場」の分科会：議長は、協議の場における協議に資するため、分科会を開催し、特定の事項に関する調査及び検討を行わせることができる。（国と地方の協議の場に関する法律第五条）</p> <p>（例）「社会保障・税一体改革分科会」（2011年11月～）。</p>
そ の 他 の 例	<p>○ イベント開催（国の閣僚を招待し議論）。</p> <p>○ デモ活動（例：ドイツ市町村連盟は市長300人によるデモなどを組織）。</p>	<p>○ 定期面談（AMFの会長は、定期的に首相と面談）。</p> <p>○ イベント開催（国の閣僚を招待して要望を伝えるなど）。</p>	<p>○ 地方団体代表組織の政策提言が、国の政策形成過程で骨格として採用されることがある。</p> <p>○ 一部の市（ストックホルムなど）は、国と独自に交渉することがある。</p>	<p>○ 上記の協議ルートとは別途、以下の事務レベルでの意見交換が頻繁に行われている模様。</p> <p>・（政治家レベル）中央政府閣僚とLGA幹部、地方議会のLeader（地方議員で地方自治体の政治面での責任者）等</p> <p>・（事務方レベル）国家公務員とLGAスタッフ、Chief Executiveほか地方自治体の上級職員</p> <p>○ 各地方自治体のLeaderは多くが政党に属していることから各政党で党員として主要な地位を占め、党の政策形成に強い影響力を持つ者もあり、LGAとしての考え方を各政党の政策形成の過程で反映させるよう行動しているとのことである⁽¹⁶⁾。</p>	<p>○ 法制化以前の国と地方の協議の場</p> <p>・（三位一体改革に関する）「国と地方の協議の場」（2004年9月～2005年12月。計14回開催。）⁽²⁵⁾</p> <p>・「国と地方の定期意見交換会」（2007年11月～2009年5月。計5回開催）⁽²⁶⁾。</p> <p>・事実上の「国と地方の協議」（2009年11月～2010年12月。政権交替後、法制化に先駆けて開催。計6回）⁽²⁷⁾。</p> <p>○ イベント開催、各種アピール、政権公約点検。</p>